

# 令和7年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

1 日 時 令和7年7月24日（木）  
開会 午前10時00分 閉会 午前11時20分

2 場 所 イングビル3階 第3・4会議室

3 付議事件 別紙議事日程のとおり

4 出席委員	教 育 長	後 藤 彰
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 田 章 雄
	委 員 員	服 部 雅 子
	委 員 員	今 井 ゆ み
	委 員 員	宍 戸 鈴 子
	委 員 員	安 江 勝 信
5 出席職員	教 育 部 長	佐 野 剛
	教 育 部 特 命 担 当 部 長	早 川 礼 成
	教 育 企 画 課 長	坂 本 義 隆
	学 務 課 長	海 老 澤 功
	教 育 指 導 課 長	田 村 孝 夫
	教 育 部 主 幹（教育指導課）	栗 林 武
	統 括 指 導 主 事	高 野 郁 子
	指 導 主 事	田 邮 佳 宏
	指 導 主 事	佐 伯 豊 明
	指 導 主 事	内 藤 幸 雄
	教 育 支 援 課 長	宮 崎 洋 子
	社 会 教 育 課 長	大 内 和 泉
	公 団 民 書 館 長	近 藤 直
	公 団 民 書 館 長	大 庭 心 平
6 事 務 局	教育企画課長補佐兼企画調整係長	佐々木 通
7 傍 聽 人	2人	

## 令和7年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 令和7年7月24日（木）午前10時から  
場 所 イングビル3階 第3・4会議室

- 第 1 西東京市教育委員会教育長職務代理者指名の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名委員の指名
- 第 4 議案第40号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用  
に係る登録に関する規則の一部を改正する規則
- 第 5 議案第41号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 6 議案第42号 令和8年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- 第 7 協議事項 西東京市立田無第三中学校の建替えについて
- 第 8 報告事項
  - (1)令和7年西東京市議会第2回定例会報告（教育関係）
  - (2)いじめ重大事態に関する対応について
  - (3)令和6年度教育相談状況
  - (4)令和6年度不登校児童・生徒に関する調査報告
  - (5)令和8年西東京市二十歳のつどい実施要領
- 第 9 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 7 年第 7 回定例会  
( 7 月 24 日 )

## 午 前 10 時 00分 開 会

### 議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和7年西東京市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、傍聴の申し出はありませんが、途中で申し出があった場合は入室を認めることとします。

---

○後藤教育長 日程第1 西東京市教育委員会教育長職務代理者指名の報告を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、令和7年7月1日付で山田章雄委員を職務代理者として指名いたしましたので、報告いたします。

---

○後藤教育長 日程第2 議席の指定を行います。

議席の指定は、西東京市教育委員会会議規則第5条の規定により、教育長が定めることとされております。委員の議席はただいま御着席の席を議席として指定いたします。

---

○後藤教育長 日程第3 会議録署名委員の指名を行います。本日は服部委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 それでは、本日は服部委員にお願いいたします。

---

○後藤教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第7 協議事項 西東京市立田無第三中学校の建替えについては、現在市長部局においても調整中であることと、日程第8 報告事項（2）いじめ重大事態に関する対応については、個人情報保護に関することから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づき、会議を秘密会とし、日程第9 その他の後に開催したいと思いますが、本案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

---

○後藤教育長 日程第4 議案第40号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○近藤公民館長 議案第40号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則、についての提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、西東京市が現在導入している公共施設予約管理システムの更新に伴い、書類提出によるシステム使用申請のほか、オンラインによるシステム使用申請を可能とするため、規則の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正点につきまして説明いたします。

議案をおめくりいただきまして、新旧対照表の1ページ目を御覧ください。資料右側が現行、左側が改正案となっており、改正内容につきましては下線でお示しした部分となっております。

1ページ目、第5条の改正は、公共施設予約管理システムの使用に当たり、共通事項登録届書及び登録書類の提出による方法に、予約システムを通じて必要事項を送信することによる手続の規定を加えるとともに、新システムの導入により不要となる共通事項登録届書の提出時における暗証番号の設定、複数の施設使用を希望する場合の届出書類の提出に関する規定を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをお願いいたします。第9条は、公共施設予約管理システムの登録有効期限につきまして、現行では5年に一度更新手続が必要となっていましたが、改正案では、有効期間内に公共施設予約システムの利用実績がある場合には、5年間の有効期間を自動更新する規定に改めるものでございます。

続きまして、右側、現行の第11条、暗証番号の変更に関する規定でございますが、新システムでは書面での届け出が不要となることから、第11条を削除し、第12条及び第13条を繰り上げ、第11条、第12条に改めるものでございます。

また、その他の条文につきましても、本規則の一部改正に伴いまして、一部文言の整理等を行うとともに、別記様式につきましても改正を行っております。

続きまして、新旧対照表の3ページをお願いいたします。左側、改正案の附則でございます。現行の公共施設予約管理システムは令和8年3月31日をもって稼働を終了し、新システムにつきましては令和8年4月1日以降の施設利用からとなります。令和8年2月1日からの予約抽せん開始に向けて利用者登録の移行手続等を進める必要があることから、施行期日につきましては、新システムの稼働開始に合わせ、令和7年11月1日とするものでございます。

また、施行期日前においても利用者登録手続に必要な準備行為を行うことができるよう規定してございます。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 説明をありがとうございました。

一つだけ、用語の意味というか、教えていただきたいのですが、準備行為のところの「手続の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる」の中の準備行為というのは、もうちょっととかみ碎いて言うとどういう意味なのか、教えてください。

○近藤公民館長 準備行為についてお答えいたします。公民館では、現在の予約管理システムに登録されている団体情報を新システムに移行するにあたり、新システム移行に向けた説明会等を実施し、事前に新しい様式を配付して、新システムへのデータ移行について同意をいただくなどの準備行為を想定しております。

○今井委員 ありがとうございました。わかりました。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第40号 西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長 日程第5 議案第41号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○佐野教育部長 議案第41号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、令和7年7月7日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

恐れ入ります。2枚目の専決処分書を御覧ください。7月7日付、教育委員会事務局職員の異動に関するものでございます。異動の内容につきましては表の部分を御覧いただきたいと思います。まず、教育部への異動でございます。新規採用者を含む4名が教育委員会へ出向となり、それぞれの部署に配置をされたところでございます。あわせて、学校配置職員を含む2名が市長部局へ出向となつてございます。

以上、職員の人事についての説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第41号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○後藤教育長 日程第6 議案第42号 令和8年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○高野統括指導主事 それでは、私から、議案第42号 令和8年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づいて提案し、採択をお願いするものでございます。なお、特別支援学級教科用図書につきましては毎年採択することとなっております。本議案は、令和8年度に特別支援学級設置校ごとに使用いたし

ます教科用図書を採択するものでございます。この特別支援学級の教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級の教科用図書使用の特例で、文部科学省の検定外の図書でも使用することができることとなっているものでございます。これは、特別支援学級に在籍する児童・生徒の発達の段階等に合わせた指導を行うためでございます。

それでは、まず、採択の流れについて説明いたします。

初めに、特別支援学級設置校ごとに校長を中心とした教科用図書研究会を置き、特別支援学級の全教員で令和8年度に使用する教科用図書の調査・研究を行い、調査資料を作成しました。

次に、教科用図書調査委員会を開催し、各学校の教科用図書研究会から提出された学校別の調査資料について調査・研究を行いました。教科用図書調査委員会の委員は、特別支援学級設置校及び令和8年度新規開設校の校長等12人と、各学校から推薦された教諭等12人の計24人で構成されております。

委員会での調査項目につきましては、内容、構成・分量、表記・表現上の使用及び便宜の3点とし、児童・生徒の発達の段階や能力、特性などの実態に応じて適切に教科用図書を選定しているかについて検討を行いました。その際、児童・生徒の発達の状況や教科用図書の冊数、内容の範囲などについても、小学校、中学校ごとだけでなく、小・中学校間でも検討し、報告書を作成し、教育長に提出いたしました。

次に、教科用図書一覧の記載内容について御説明いたします。

特別支援学級では、西東京市立小・中学校採択教科用図書だけでなく、児童・生徒の実態に応じて、特別支援学校の知的障害部門で使用されている文部科学省著作教科書や、一般の図書からの選定が可能となっております。

恐れ入りますが、1ページ、田無小学校知的障害特別支援学級を御覧ください。算数の第2学年から第5学年にある同成社の「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」」は一般の図書でありますが、特別支援学校等での学びに合わせた内容の図書でございます。

続きまして、11ページの田無第一中学校知的障害特別支援学級を御覧ください。国語の第1学年は東京書籍の「国語 ☆☆☆☆」と記載しております。この図書は文部科学省著作教科書であり、知的障害の特別支援学校で使用されているものでございます。同じく田無第一中学校ですが、同ページ中の音楽を御覧ください。このように、西東京市立中学校採択教科用図書に準ずるとして、通常の学級と同じ教科用図書を使用することとしている教科もございます。特に道徳については、全ての小・中学校において西東京市立小・中学校採択教科書に準ずるとして検定教科書を使用しており、内容項目を落とさず系統的に指導するために活用することとしております。

次に、昨年度との主な変更点について説明いたします。

2ページからの中原小学校知的障害特別支援学級についてでございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただき、3ページ上段を御覧ください。算数におきまして、昨年度までは2年生以上で「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」」を採択しておりましたが、小学校卒業時の目標をより明確にするため、下学年対応にて文部科学省の検定済み教科書を選定する学年を設けております。

次に、4ページの東小学校知的障害特別支援学級についてでございます。恐れ入りますが、4ページを御覧ください。国語と算数において、昨年度までは「ゆっくり学ぶ子のための「こくご」」、「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」」と「☆」のついた本を組み合わせて採択をしておりましたが、中原小学校と同様に、下学年対応の文部科学省検定済み教科書を選定しております。

次に、6ページからの本町小学校、住吉小学校、けやき小学校につきましては令和8年度の新規開設校となっております。それぞれ、学区域の編成上、隣接する学校から転入があることも想定し、本町小学校、けやき小学校は田無小学校と、住吉小学校は東小学校との連携を図りながら教科用図書の選定を進めてまいりました。

続きまして、中学校について説明いたします。

11ページの田無第一中学校についてでございます。恐れ入りますが、11ページを御覧ください。理科について、昨年度までは「もっとくらべる図鑑 小学館の図鑑N E O +」を採択しておりましたが、内容がやや生物分野に寄っているため、物理、化学、生物、地学のバランスを考慮し、「なるほど！理科図録」を選定することいたしました。

次に、14ページからの青嵐中学校についてでございます。恐れ入りますが、1枚おめくりいただいた15ページを御覧ください。一番上の段、英語につきまして、昨年度まで第1学年で「英和じてん絵本」を使用しておりましたが、より豊富な例文が掲載されていることや、附属CDが家庭学習に活用しやすいとのことから、「New ABC of ENGLISH」を選定し、各学年で使用することいたしました。

次に、同じ15ページ、柳沢中学校についてでございます。柳沢中学校につきましては令和8年度の新規開設校となっております。学区域の編成上、田無第一中学校と連携を図りながら教科用図書の選定を進めてまいりました。

知的障害特別支援学級における教科用図書の調査委員会報告書に係る主な変更点、新規開設校に係る説明につきましては以上でございます。

最後に、自閉症・情緒障害学級の教科用図書について説明いたします。

自閉症・情緒障害学級では、知的障害のない児童・生徒が人間関係や集団参加など、社会性を学んでおります。各教科の授業につきましては通常の学級と同様の内容を実施しております。このことから、17ページ、18ページの小学校、中学校の一覧にてお示ししておりますとおり、使用する教科用図書につきましては昨年度までに採択された通常の学級と同様のものとなってございます。

私からの説明は以上となります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願ひいたします。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第42号 令和8年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○後藤教育長　日程第8　報告事項に入ります。

質疑は後ほど一括して受けます。

報告事項（1）令和7年西東京市議会第2回定例会報告（教育関係）、説明を求める。

○佐野教育部長　それでは、令和7年西東京市議会第2回定例会に關しまして報告いたします。

お手元の「令和7年西東京市議会第2回定例会報告（教育関係）」を御覧いただきたいと思います。

日程につきましては、令和7年5月30日から6月17日まで、会期19日で開催をされております。

条例等付議案件関係につきましては、西東京市教育委員会委員の任命につき同意を求ることについて、が同意されました。

また、請願・陳情関係につきましては、学習者の声を教育政策に反映させることを求める陳情、が不採択となっております。

代表質問、一般質問につきましては、資料の裏面、目次を御覧ください。6月2日から6月5日までの4日間で行われ、教育関係では25名の議員から44本の質問がありました。それを項目でまとめたものが目次のナンバー1から22となってございます。主な項目でございますが、学校の安全対策について、学校の建替えについて、学校給食について、熱中症対策についてなどの質問をいただきました。

詳細につきましては、後ほど1ページから15ページの資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○後藤教育長　ありがとうございました。

報告事項（3）令和6年度教育相談状況について、説明を求める。

○宮崎教育支援課長　それでは、資料「令和6年度教育相談状況」を御覧ください。令和6年度教育相談状況、について報告いたします。

1、相談種別ごとの状況についてでございます。表の左側は相談の種別、相談件数、相談回数、そして、主な相談内容及び件数となっております。

初めに、一般教育相談でございます。相談者が庁舎の教育相談センターに来室し、臨床心理士の相談員、心理カウンセラーが受ける相談でございます。令和6年度は650件の相談があり、そのうち328件が新規相談となっております。前年度比といたしましては79件、約10%減少しております。相談回数は9,011回でございます。全件数のうち、311件が令和6年度中に終結しております。主な相談内容は、適応指導教室入室関係、不登校、学業不振などとなっております。

次に、電話相談でございます。相談者が教育相談センターに電話し、電話のみで行われる相談でございます。同じく心理カウンセラーが受ける相談でございます。令和6年度の件数は230件で、前年度比23件、9%の減少でございます。主な相談内容は、不登校、学業不振、情緒不安定などとなっております。

次に、緊急・臨時相談でございます。主に学校の管理職や教員からの相談、また、子ども家庭支援センター、児童相談所など、ほかの関係機関からの連絡調整時に受け、主に教育支

援課心理技術職員が受ける相談でございます。令和6年度の件数は231件で、前年度比とほぼ同数となってございます。相談回数は1,244回、主な相談内容といたしましては、不登校、虐待、情緒不安定などとなっております。

次に、スクールソーシャルワークでございます。スクールソーシャルワーカーを学校に定期及び随時派遣し、スクールソーシャルワーカーが学校から受けた相談でございます。令和6年度の件数は1,000件で、前年度比1.5%の増加でございます。相談回数は6,350回で、前年度比1.75倍となっております。主な相談内容は、不登校、おちつきなし、情緒不安定などとなっております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和5年度までは小学校に3か月に1回、中学校に1か月に1回の定期訪問であったところ、令和6年度から小学校、中学校ともに週1回の定期訪問に増加させたことから、相談件数・回数の増加となったものでございます。

最後に、令和6年度の教育相談全体の件数は2,111件で、前年度比88件、約4%減少、回数は1万6,965回で、前年度比1,062回、約1.07%の増加となってございます。

裏面の2、相談種別・主訴別 集計表は各相談の件数、回数の詳細でございます。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございました。

報告事項（4）令和6年度不登校児童・生徒に関する調査報告について、説明を求めます。

○宮崎教育支援課長 それでは、令和6年度不登校児童・生徒に関する調査報告、でございます。資料を御覧ください。

1、学年別不登校件数（3年比較）でございます。不登校児童・生徒の件数は、令和6年度に30日以上欠席した児童・生徒のうち不登校を理由とする者で、病気や経済的理由による者は除く件数でございます。

（1）小学校につきましては、第6学年以外は増加しており、合計166件、前年度比18件、12%の増加となってございます。

（2）中学校につきましては、第3学年で増加しており、合計283件、前年度比12件、4%の増加となっております。

令和6年度の小学生と中学生の不登校児童・生徒の合計は449件となっており、前年度比30件、約7%の増加となっております。不登校児童・生徒について、学校が把握した状況といたしましては、小・中学校ともに、学校生活に対してやる気が出ない、無気力な状況、生活リズムの乱れ、不安や抑鬱状態などが多く、次いで中学校では、障害やその疑いに起因すること、親子の関わりに関することが、小学校では学業不振などがございました。

次に、2、対策でございます。

（1）令和6年度不登校児童・生徒に関する相談・支援・指導等の状況につきましては重複ありの数字となっております。左から2項目めの教育支援センターとはこれまでの適応指導教室のことで、本市に2か所あるスキップ教室でございます。ここでは、時間割に沿って学習、運動、遠足などの活動を行う学校生活に近い取組をしております。その右側のニコモルームは週に3日開室している居場所でありまして、臨床心理士などの相談員と一緒に過ごし、イベントや家庭訪問なども行っております。さらに、その右側のニコモテラスは、開設

から3年目になりますが、体験フリースペースとして週2日開室しており、予約なしで利用できる場所でございます。継続してつながる場所を見つけるお手伝いをするということが目的となっております。一番右側の教育相談センターは、庁舎で行っている教育相談のことですございます。その他の関係機関とは、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センター、医療機関などでございます。

(2) は令和6年度中1不登校未然防止委員会の開催状況等でございます。中1不登校未然防止委員会は、小学校から中学校にかけて増加すると言われる不登校に対し未然に防止する対策を検討する委員会でございます。全小・中学校から教育支援コーディネーターなどが参加し、また、教育委員会の関係職員も参加しております。令和6年度は4回開催いたしました。小学校時代に不登校傾向であった中学1年生の生徒について、小学校が作成した小中連携シートをもとに、小学校と中学校の教員が情報共有などを行いました。小学校時代の具体的な支援の状況を中学校の教員が知る機会となり、中学校で効果的な支援を行うためのヒントが得られるものと感想をいただいております。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございました。

報告事項 (5) 令和8年西東京市二十歳のつどい実施要領、について説明を求めます。

○大内地域学習推進課長 それでは、私からは、令和8年西東京市二十歳のつどい実施要領、について説明いたします。

今年度も、国民の祝日である年明け、令和8年成人の日に二十歳のつどいを開催いたします。

まず、第1、目的でございますが、成人の日は、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日であり、その節目として門出をお祝いするために、二十歳のつどいとして式典を挙行するものでございます。

第2、主催は市と教育委員会でございます。

第3、名称でございますが、令和8年西東京市二十歳のつどいでございます。

第4、実施日、第5、会場につきましては、令和8年1月12日（月曜日）祝日、成人の日にタクトホームこもれびG R A F A R E ホールで開催いたします。

第6、対象者でございますが、今回は平成17年4月2日から平成18年4月1日までに出生した方が対象となってございます。西東京市に住民票の登録をしている方のほか、現在、西東京市に居住をしておりませんが、西東京市立の小中学校の卒業者等で、式典の参加を希望する方を対象としてございます。

第7、開催時間でございます。表の右側にございますが、主である式典の開始時刻は、第1回が午前11時15分から、第2回は午後1時45分から、それぞれ40分間といたしまして、全体の終了は午後2時25分の予定でございます。

恐れ入りますが、2ページ目を御覧ください。第8、実施区分でございますが、現住所の中学校区域を基準に2回に分けており、学校の内訳は表のとおりとなっております。

第9、来賓案内予定でございますが、国会議員、東京都議会議員、西東京市議会議員の皆さんに御案内をいたします。

次に、第10、式典の概要でございます。まず、式典開始時刻に先立ち、アトラクションとして、二十歳の皆様の心に響くようなメッセージビデオを上映していきたいと考えております。そして、式典におきましては、国歌斉唱の後、主催者挨拶、来賓祝辞を行い、二十歳の方による代表者挨拶をいただくという構成を予定しております。なお、式典における司会者につきましては、昨年と同様、市内の武蔵野大学に御協力をいただき、2名の学生の方を派遣していただく予定でございます。

第11、記念品でございますが、実行委員会にて決定いただく予定でございます。

第12、式典案内通知及び周知でございますが、住民登録のある対象者へ、11月中をめどに、圧着はがきタイプの案内状を郵送いたします。市民周知につきましては、ホームページ及び「広報西東京」等において行う予定でございます。

最後に、第13、その他の主な点でございますが、例年同様に手話通訳の方を依頼しますほか、式典が安全かつ円滑に進むよう、田無警察や交通安全協会に御協力をお願いする予定でございます。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 ありがとうございました。

報告事項（1）、（3）、（4）及び（5）の説明が終わりました。質疑を受けます。

○今井委員 教育相談状況についてなんですかでも、公式のメールアドレスがあったと思うんですが、メールでの相談というのはあるのかなというふうに思ったのですが、例えば、私も個人で、去年だったか、一昨年だったか、どういう相談機関がありますかというような問い合わせをして、返事をいただいた記憶があって、それは問い合わせになるのか、相談になるのかと考えて、どちらになるのかなというふうに思って、相談という件数のカウントは、いわゆる問い合わせというものは含まれるのかなというふうに思ったことと、あと、もしメールの相談というものがあるとするなら、それは電話とかに含まれるのかなとちょっと思ったのですが、その辺がもしかれば教えてください。

○宮崎教育支援課長 メールにつきましては、一つは、市長へのメールという形でお問い合わせがある場合がございますが、その場合はここの件数には含んでおらず、そこから御紹介をさせていただいた、教育相談につながった場合は、そちらのほうでカウントをいたしております。別に、あったか相談窓口（教育相談総合窓口）のところでメールでのお問い合わせがあることがございます。その場合には、メールだけで終わるということはなかなかなく、その後は電話相談などになることがありますので、それは電話相談のほうでカウントをさせていただいております。単純に、相談はどこですかという場所のお問い合わせだけだった場合には、ここにはカウントをしておりません。ただ、内容を少し、どこがいいだろうとか、中身をお伺いしながらかかわった場合には、種別はその中身に準じて分類させていただいております。

以上でございます。

○今井委員 ありがとうございました。

○山田教育長職務代理者 市内の小・中学校のA訪問なんかに行くと、結構海外にルーツのあるお子さんが増えていると思うんですけども、そういう方たちの御両親というか、そういう

う方が教育相談等をしたいと思ったときに、その受け皿というのは市内にあるのでしょうか。要するに、多言語対応で。

○宮崎教育支援課長 時々ありますのは、学校を介しまして、スクールソーシャルワーカーなどへの、海外の御両親が日本語がお得意でない状況の中での御相談というものはございます。その場合は、市の多文化共生センター、NIMICと呼んでいるのですけれども、そこに相談をさせていただいて、通訳を派遣していただくということがございます。最近もそのような形で、外に出かける必要がある、外で何か手続の必要がある方について、スクールソーシャルワーカーとNIMICの方と一緒に同行で御支援するということをやっております。

以上でございます。

○山田教育長職務代理者 ありがとうございました。

○安江委員 先ほど、令和6年度不登校児童・生徒に関する調査報告、についての御説明をいただきましてありがとうございました。

この表を見ますと、小学校の第1学年から学年が上がるごとに増えているという状況と、あと、令和4年度から毎年増えているという状況を見まして、これは非常に懸念される状況だと思いますけれども、対策ということについても、相談・支援・指導ということで、今後も充実させていっていただけたらというふうに思っております。

その上で一つ質問なんですけれども、児童の不登校の問題は、児童・生徒だけではなくて、保護者にとっても非常につらい問題だと思いますが、こういった当市の相談・支援の中で、保護者の方に対するカウンセラーといいますか、そういったような取組をなされているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○宮崎教育支援課長 例えば、先ほどの表でいきますと、教育相談センターが一番右側にございますけれども、そこにいらしている方は保護者がかなり多くございます。保護者の方にカウンセリング的に、毎週1回のカウンセリングで行う場合もございますし、また、お子さんにも一緒に来ていただいて、そこでお子さんの気持ちと保護者の気持ちにずれがあったり、いろいろするところを、一緒に聞いて、思いをお互いに理解し合えるようにしていくなどもございます。また、保護者の方は進路のことなどにとても不安になっていらっしゃることが多いこともありますので、スキップ教室などでは、定期的に保護者の方と面談したり、特に中3に関しては、今ぐらいの時期から保護者会のような形で進路について相談したりなどということも行っております。

以上でございます。

○服部委員 議会報告の中で2点。

16番の若者のオーバードーズが4件という答弁があったのですけれども、オーバードーズの具体的な内容を教えていただけますか。

それと、もう一つは、次のページのディスレクシアの支援についての質問に対してお返事をされていますが、西東京市の小・中学生でディスレクシアと判定されているお子さんはどれぐらいいらっしゃるでしょうか。

○田村教育指導課長 それでは、私のほうから、オーバードーズの状況についてです。こちらのほうは、既に医療機関と連携をしているお子さんがそのところで処方された薬を大量に

飲んでしまうということになると学校からは伺っているという状況です。

以上です。

○栗林教育部主幹（教育指導課） 私のほうからは、ディスレクシア支援ということで、各小・中学校に人数を確認させていただいたところ、小学校では14名、中学校では12名、現在、ディスレクシア支援として支援をしている状況だということで確認しております。

以上です。

○服部委員 オーバードーズというのは、風邪薬をたくさん飲んでしまうとか、そのことによってちょっと高揚感があつたりするということですね。ありがとうございます。これは医療との連携で解決できるのかなと思っています。

あと、ディスレクシアですけれども、意外とたくさんいらっしゃるなど今、思いましたが、今は随分方法論が確立されていて、その判定がおりたら、案外克服できるものだと聞いているのですが、対応しておられることは、教育長がお返事されていた、今ここに書かれているような内容が全てでしょうか。

○栗林教育部主幹（教育指導課） それでは、再度お答えいたします。各小・中学校で御本人様の様子を丁寧に確認しながらさまざま支援をしているところではございますが、こちらのほうに書かせていただいたことが主な取組内容となっております。

○服部委員 ありがとうございます。

今現在、小学生は14名、中学生は12名ということですが、これまででももちろんいらしたわけで、その方たちは普通に進学をされたか、今、わかりますか。

○栗林教育部主幹（教育指導課） 詳細の内容は追っていないので、詳しいところはちょっとわかりかねるところでございますが、大部分の方はそのまま進学をされているというふうにお聞きしております。

○服部委員 ありがとうございました。

○宍戸委員 議会の報告書の中で学費負担軽減ということが出ていたのですけれども、現場でもいろいろ、教材費とかができるだけ少なくするようにというような指導を受けているのですが、西東京市は、例えば、近隣の市とかに比べて保護者負担が多いのでしょうか。例えば、給食費とかは公費負担にしてもらっていますよね。だけれども、近隣ではないところもたくさんあるので、そういうことを考えていくって、それでもまだ西東京市は負担が多いのでしょうか。教えてください。

○田村教育指導課長 学費というか、そういったことに関してお答えいたします。他市の現状と比べますと、要するに、教材費に関しては基本的には同額程度なのかなというふうに認識しているところです。また、体育着ですか、さまざまなものがありますが、そのところも含めて、そんなに上下はないのかなというふうに考えているところです。また、こことの教材費の削減ということにつきましては、今年度、1月からセカンドタブレットのほうを導入していきます。そのところで学習者用アプリというものを新たに入れる予定になっておりますので、学習者用アプリを入れることによって、従前買っている紙のペーパーのものが大幅に削減できるのかなということになっておりますので、そのところをどのくらい削減できたのかということは、また状況に応じて御報告したいと思っております。

以上です。

○宍戸委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

---

○後藤教育長 日程第9 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けます。――質疑を終結します。

以上でその他、を終わります。

---

○後藤教育長 協議事項 西東京市立田無第三中学校の建替えについて、報告事項（2）いじめ重大事態に関する対応については、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 前 10 時 50 分 休 憩

午 前 11 時 20 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして令和7年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午 前 11 時 20 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員